

3 業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成 21 年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

- ① 「法人名」:平成 21 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、21 年度末において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。
- ② 「目的」及び「主要業務」:各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。
- ③ 「委員会名」、「分科会名」:平成 21 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会(部会)並びにその長の氏名を記載している。
- ④ 「ホームページ」:法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成 21 年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトの URL をそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。
- ⑤ 「中期目標期間」:平成 21 年度を含む中期目標期間を記載している。

(「1. 府省評価委員会による評価結果」)

- ⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。
- ⑦ 表中の「-」(〈総合評価〉を除く。)は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。
- ⑧ 平成 21 年度を含む過去最大 5 事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。
- ⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位 2 段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。
- ⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果(評定)を記載している。
- ⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している(例:a×2, b×1)。

(「2. 府省評価委員会による平成 21 年度評価結果(H22.〇.〇)(主なものの要約)」)

- ⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。
- ⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。
- ⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、(1との関連)に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。
- ⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 21 年度評価に関する意見(H22.12.22)(個別意見)」)

- ⑯ 府省評価委員会が平成 22 年度に行った 21 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。